

フランスの低年齢児教育

—保育学校が社会で果たす役割—

藤田 浩美

はじめに

「フランスでは、子どもが2歳になるとマテルネル（保育学校）にただで預けられるから、働く母親は大助かり」と耳にして以来、その真偽を確かめたく思っていた。3歳までは母親が家庭で子どもを育てるべきという「3歳児神話」が根強い日本からみると、2歳からの無償の公教育は驚きである。そして、少子化問題が深刻となる今日、女性就労率が高いのに、高い出生率を誇るフランスに関心が向けられ、保育学校も子育て支援の一つとして紹介されるようになった。

しかし、フランスの保育学校は、あくまでも低年齢児の教育機関である。何故、保育所でなく、保育学校が女性就労を助けることになるか、またどのような経緯で、保育学校が発展してきたかを検証することが、この研究の目的である。

1 保育学校とその社会的役割

(1) 保育学校とは

保育学校 École Maternelle（エコール・マテルネル）は、2歳から6歳までの子どもに、義務教育ではないが無償で、就学前教育を行う教育機関である。現行の教育基本法（2005年フィヨン法で改正）L113-1は、保育学校を次のように規定している。

- ・幼児級¹または保育学校は、都市同様農村部においても、義務教育年齢に

¹ 幼児級は、保育学校がない地域に、低年齢児学級を小学校に付属設置したもの。

達していない子ども達のために開設される。

- ・全ての子どもは3歳から、家庭の求めにより、住居に最も近い保育学校あるいは幼稚級に受け入れられなければならない。
- ・2歳児の受け入れは、都市、農村、山間地帯また海外地域の別なく、社会的に不利な環境にある学校において、優先的に拡大される。

また、1881年6月16日法律「公立学校における初等教育の無償について」以来、公立保育学校の授業料は無償である。従って、公立保育学校は、3歳以上なら全ての子どもが無償で就学義務でなく希望により通える学校となる。なお公立学校の割合は学校全体の約85%である。現在、3歳児以上のほとんどと2歳児の3分の1程度が保育学校に就学している。

エコール・マテルネルの直訳は「母親学校」だが、これでは母親が通う学校と誤解される。また「幼稚園」とも訳されるが、エコール・マテルネルは日本の幼稚園と保育所の両方の働きをしており適当ではない。他にも幼稚学校、幼学校等様々な訳語があるが、ここではすでに多くの先行研究で使われている「保育学校」を使用する。

(2) フランス低年齢児教育の歴史

教育機関としての保育学校は、第3共和政期1881年8月2日政令第1条で「公立保育学校は教育施設であり、そこで男女の子ども達は身体的、知的、道徳的発達が要求する世話を受ける」と定義され、1886年の初等教育組織法により初等教育に統合された。しかし、保育学校成立前から、フランスの低年齢児教育は、「保護施設」Salle d'asile（サル・ダジール）によって施されていた。1826年、最初の保護施設がパリに誕生し、貧困階級の子ども達へ慈善事業を開始したが、当初よりその目的に低年齢児教育は掲げられていた。産業革命下、工場で働く母親のために、離乳後の2歳（1歳半）から6歳の子どもを保護し、身体的、知的、道徳的教育を施していたのである。

こういった保護施設時代の教育は、貧しい家庭、労働者階級の子ども向けのものであり、中・上流階級の子どもの教育とは異なっていた。また、保育学校と改称されてからも実質的には大きな変化がなく、むしろ19世紀末には就学

率が下がる傾向も見られた。

階層に関係なく、多くの子ども達が保育学校に通うようになるのは、第二次世界大戦後、ベビーブーム世代以降である。中間層の子どもも合流し、保育学校は発展する。その要因として、アントワーヌ・プロストは、3つの理由をあげる²。都市化、女性就労、保育学校が学校として評価されたことである。

農業国フランスにおいて、農村から都市へ人口が移動し、農村内部でも近隣の街に通勤する者が増え生活が都市化する。都市に新しく建設された住宅では若い世帯が多く、幼い子どもを抱えた母親は、親族や地域とのつながりが薄く、公的機関を頼みとした。

農業や自営業が減少傾向にある一方、生活のために働いていた労働者階級だけでなく、中間層の女性も職場進出する。専業主婦優遇策を探りながらも、経済発展と労働力不足を補うため、女性就労が求められた。労働形態も外勤が増え、20世紀に進学機会を得た女性達は、その学歴や資格を生かして社会で活躍する。この結果、子どもの預け先が必要となる。保育学校の就学率の伸びと女性就労の伸びは、完全に一致してはいないが、両者は共に上昇傾向を示し、保育学校の果たした役割をうかがい知ることができる。

中、高等教育の普及、教育の大衆化により、教育がエリートだけのものではなくなった。小学校以後の成功のため、就学前教育の重要性が認識され、保育学校の就学期間が長いほど、小学校での落第が少ないとデータも発表された。保育学校は教育施設として評価されることで価値を高め、多くの親をひきつけた。

1970年代に入ると、4、5歳児は全入状態となる。3歳児も1990年代には全入状態に達する。19世紀以来、1世紀近く続いた保育学校の定義は、1975年7月11日法律第2条でこう改められた。

・ 幼児級と保育学校は都市と同様農村部においても、義務教育に達しない子ども達のために開設される。5歳児以上は、保護者の願いにより、全ての子どもがそこに受け入れられるか、かわりに小学校の幼稚班³に入学を認

² 文献 C-13, PROST Antoine, pp. 99-105.

³ 小学校の規模が小さく、低年齢児学級が設けられない場合に作られるクラス内グループ。

められねばならない。

- ・ そこで教育は、読み書きを早期に強制して学ばせることなく、子ども達の人格の目覚めを助けるために施される。その教育は学校での困難の予防、障害の発見と不平等の是正を目指す。
- ・ 国はこれらの活動に必要な教員を任命する。

また、1986年、当時の国民教育省大臣シュヴェヌマンは、「教育システムの基礎を固める保育学校には、我々全ての関心が払われるべきである。」と語った⁴。そして、1995年の学習サイクル制度導入により、保育学校は、小学校と共に初等教育を形成するものとしてプログラム化され、現在に至る。

(3) 保育学校が果たす役割

低年齢児教育の歴史を振り返ると、その託児的役割は大きい。保護施設から保育学校に変わる1881年には、「5千か所、うち4分の3は修道女により運営されている施設には、対象となる子どもの20%、65万人の利用者が登録されていた⁵。」20%という数字をどう見るかは難しいが、農業や自営業の多かったこの時代、真に託児所を必要としていた親の割合を考えるとかなり高かったのではないだろうか。この頃、公立の保育所 Crèche も設置されるが、3歳になれば保育学校に通うのが前提とされ、3歳児未満が対象とされた。つまり、働く親の子どもの受け入れを、3歳までは保育所、3歳からは保育学校と分かち合ったのである。

19世紀終わりに、教育機関としての法律が整備されても、保育学校を開設できたのは都市部や工業地帯が多く、女性就労が盛んで託児を必要としていた地域であった。保育学校が教育機関として定義されつつも、実際には託児的役割が要請され続けた結果である。

今日でも、集団保育所の受け入れが3歳までのフランスでは、保育学校抜きで親の就労と子育てを両立することは不可能である。働く親への育児支援として、保育学校を補完する各種制度（給食、課外活動等）に着目することも可能

⁴ 文献 C-9, Ministère de l'éducation nationale, pp. 7-8.

⁵ 文献 C-6, LUC Jean-Noël, p. 7.

であるが⁶、保育学校自体の存在がないことには、それらの制度も成り立たない。そして、現在、教育優先地区 ZEP を中心に 2 歳児の就学が推奨されているのは、社会格差是正のためである。

このように、今日、保育学校が社会で果たす役割には次の 3 点が考えられる。

- 1 保育学校は、将来の社会を担う子どもに、最初の教育を施す。
- 2 保育学校は、子どもを受け入れ、親の就労や社会参加の支援をする。
- 3 保育学校は、子どもの社会化を促進し、恵まれない環境の子どもを援助することで社会の平等化をはかる。

この 3 つの役割はどれも重要であるが、教育機関としての役割に関しては、詳細な先行研究⁷があるので、ここでは 2 と 3 について、以下の章で検討する。

2 子どもの受け入れ機関としての低年齢児教育

(1) 働く母親と低年齢児教育

所謂「近代家族」では、父親が働き母親が家事育児をし、愛情ある家庭で子ども中心の家庭生活を営むとされている。そしてそのモデルを普遍的で理想だと考える人もいる。しかし、子どもの世話を家庭で母親だけがするのは当然だろうか。

近代以前の家族がそうでなかつたことは、多くの研究で明らかになっているし、19 世紀以降も実態は異なっている。確かに男女役割分担の規範は支配的になったが、家事育児の負担を担いつつ働き続ける母親が消えたわけではない。母親の他に子ども達の世話をする人が必ず必要とされ、いない場合には子どもが放置されることもあったのだ。

たとえば、保護施設が求められる要因と言われた産業革命による工業化を見てみよう。19 世紀の工場労働は過酷で、傍らの子どもを見ながらできる農業や自営業と違い、子育てとの両立が難しく、主に未婚女性が従事したといわれる。だが、工場労働者の夫の収入だけで生活できる家庭ばかりではない。工場地帯では、農村のように自給自足ができず、現金収入を増やすためには、

⁶ 文献 B-3、岡芹愛子、PP. 15-30.

⁷ 赤星まゆみ、藤井穂高の研究等、参考文献参照

妻も子も働くを得ない。母性保護や児童労働禁止が唱えられるのは、それだけ多くの女・子どもが労働に従事していた証である。

ジョーン＝W・スコットは、「家庭と労働の分離という伝説が、歴史的発展の客観的なプロセスを反映しているのではなく、むしろ、この発展の要因となっている」と指摘する。「労働の分割は労働と実業と社会生活の組織にとって、もっとも効率がよく、もっとも合理的で、しかももっとも有利な方法だとみなされていた」からだ⁸。つまり、この役割分担で、

女性は男性より働けない→女性労働は主たる稼ぎにならない→主たる稼ぎでない女性賃金は安くて構わない→賃金が安い女性を使えば企業は利益を得、雇ってやるという優位性も保てる→賃金が少ない女性が家事育児をする→女性は男性より働けない

という悪循環を繰り返すのだ。

その上、工場労働における母性保護の要求も、結果として、さらに不利な状況での労働を女性に強いることとなった。女性保護規制の抜け道としての家内労働である。産業革命が進展しても、全てが工場労働に集約されたのではなく、従来の家内工業は続けられていた。保護規制で工場を追い出された女性は、規制外の家内工業に流れ、外勤同様、朝から晩まで働いて生活を支えた。またパリを始め都市には、以前から工業以外の様々な仕事があり、働く女性は常に多かった。たとえ家にいても子どもの面倒を十分に見ることはできない。工業化以前から、「労働と子どもの世話とが両立しないときには、母親たちは、仕事を放棄するよりもむしろ、乳母や子守りに子どもを預けてきた⁹」か、放置せざるを得なかつたのである。こうして低年齢児期を乗り切り6歳を過ぎた幸運な子どもは、小学校か仕事場に通うこととなる。性別役割分担の理想的規範に則り、家庭内で母親自身による行き届いた世話を受けられた子どもは中流階級の少数派に過ぎなかつたのだ。その中流階級にあっても、19世紀後半から20世紀にかけて住み込み乳母が大流行¹⁰し、母親から子どもの世話を委託されて

⁸ ジョーン＝W・スコット「女性労働者」 G・デュビイ、M・ペロー監修『女の歴史 IV 十九世紀2』、藤原書店、1996年、pp. 642-643.

⁹ 前掲書、p. 645.

¹⁰ 文献B-7、松田祐子、pp. 51-60.

いた。

このような状況ゆえ、保護施設を必要としたのは、必ずしも工場労働者の母親だけではない。ジャン＝ノエル・リュックはケルゴマールの『保育学校の休暇』からアンケート結果を引用している。これは1889年、都市を中心に、22県にまたがる50の保育学校で5,753人に調査したものである¹¹。

外勤の母親	36%	内 サービス業（洗濯、アイロンがけ、家事使用人）	35%
商業（商人、被雇用者、宿泊業）			24%
工場労働			22%
お針子			16%
内勤の母親	24%	大部分は、繊維、時計、刃物業と小商人、職人	
無職の母親	40%		

都市の女性労働は様々である。また、農村部でも農繁期の低年齢児は頭痛の種だった。乳児は畑のそばに寝かせたり布で巻いて家に残しておけるし、6、7歳ともなれば一緒に働くが、一人前に働き手がかかる低年齢児は厄介な存在だった。そのため、保護施設・保育学校や幼稚園が発達する地方もあった。

保護施設や保育学校に子どもを通わせるのは、働く親だけではなかった。理由は時代や環境により様々である。保護施設での慈善（スープや衣類の配給）目当て、上の子どもが小学校に通うので下の子どもも保育学校に通わせたい、早くから読み書きを教えたい、母親が慈善活動を行う施設に我が子も預ける、果ては家に子どもがいるとわざらわしい、まで。また、私立校には、高額な費用にもかかわらず、良い教育を求めて良家の子ども達が通う例もあった¹²。

19世紀の働く母親は、各自の事情に応じて子どもの世話を委託し、働くかない母親も様々な理由で子どもの世話を家庭外に求めていた。そのため、保護と教育を併せ持つ低年齢児教育は重要だった。保護施設や保育学校がすべての需要をまかなったわけではないが、その存在意義は大きかった。

¹¹ cité, dans LUC Jean-Noël, Op.cit., pp. 280-292.

¹² Ibid., pp. 292-293.

（2）低年齢児の受け入れ制度

日本では、低年齢児を対象とする制度は主に教育機関である幼稚園と、保育機関である保育所の2系列に分かれている。一般に前者は専業主婦の子ども、後者は親の就労などで「保育に欠ける」子どもを対象とし、所轄官庁も異なっている。また近年、両者を合わせた認定子ども園が創設されたものの数は少ない。

フランスでは、日本同様、教育機関である保育学校と保育機関である保育所や保育ママ等の制度があるが、年齢によって区切られている。3歳からはほとんどの子どもが保育学校に就学する。他に私立幼稚園も存在するが、極めて数が少ない¹³。また後述するように、保育学校だけでは学校の時間と親の就労時間が合わないため、他の制度を併用することも多い。他方、3歳までの状況は以下のとおりである。

家庭外での受け入れ	家庭での養育
保育所（集団、企業、親の自主管理）	無職や育児休暇中の親
保育ママ、家庭保育園	ベビーシッター、家事使用人
保育学校（2歳児）	

これらの他に、必要に応じて隨時預かる一時保育所がある。保育所と一時保育所との複合施設も近年増えてきた。ここで自宅での親やベビーシッターの養育も挙げたのは、それに伴う金銭的補助が受けられるからである。育児休暇は3歳まで取得でき手当が支給される。このように子育て支援の中から個人の選択により制度が選択でき、子育てにかかる負担が不平等にならないように考慮されているのだ。しかし、それぞれの制度利用に当たって所得要件や就労要件があり、それなりの負担は必要である。このことからも、保育学校の無償性は異例である。

ところで、多様な受け入れ制度はあっても、個々の制度がどのように利用さ

¹³ 特定の県に270ヶ所約1万人（OCDE, *Education et accueil des jeunes enfants : Rapport préalable à la visite des experts en France*, 2003, pp.22-23.による）

れているか、また本当に当事者のニーズに応えているかは疑問である。それに答える資料は残念ながら見つけられなかつたが、次の表を参照されたい。

保育方法別分類(2001年)

受け入れ方法	0歳～3歳		3歳～6歳	
	人	%	人	%
両親(母親)	約1,000,000	44.0	1,036,300	48.0
内APE受給者	619,200	27.0		
保育ママ	517,200	22.6	259,100	12.0
内保護者と契約(AFEAMA受給)	457,200	20.0	259,100	12.0
内家庭保育所	60,000	2.6	0	0
自宅での保育委託(AGED受給)	31,790	1.4	43,200	2.0
施設保育所	約170,000	7.5	例外的	
保育学校	250,000 (2歳)	34.6	2,159,000	100.0
余暇センター	データなし		280,700	13.0
その他(家族、隣人、無認可託児等)	約300,000	13.0	584,000	27.0

出典 OCDE, *Education et accueil des jeunes enfants : Rapport préalable à la visite des experts en France*, 2003, pp. 16-17. を筆者が翻訳

※注 APE, AFEAMA, AGED は家族給付(養育手当)の旧名称

この表は、データがとれないもの、概数しかわからないものや、重複があるため合計が100%にはならないなど、完全な統計ではない。施設保育所のような恒常的利用以外に、親の就労や子どもの負担を考えて、制度を不定期で短時間だけ利用したり、複数の制度を併用することが多いからだ。さらに、家族、知人、無認可託児利用のように正確な数字の把握が不可能なものもある。

低年齢児を持つ働く親達は、こういった多様な受け入れ制度をやりくりして子育てと仕事の両立をはかっている。また、低年齢児1人を持つ女性就労率が80%と言われながら、3歳児以上でも母親の養育割合が多い原因は、パートタイム勤務か、弟妹の育児親休暇中か、無職のためか不明である。祐天寺りえは、

フランスの母親は子育てと両立できる働き方を好む傾向にあり、フランスの制度は「痒いところに手が届く」と言う¹⁴。しかし、女性のパートタイム勤務が多いのは子どもの受け入れ制度が不十分のため、やむなくフルタイムをあきらめているとの指摘もある¹⁵。いずれにせよ制度が整備されていても、育児負担が女性に重いのは否定できず、さらなる社会的支援と男性の育児参加が求められている。

（3）保育学校と補完制度

教育機関である保育学校が低年齢児の受け入れ制度の中で大きな位置を占めるのを見たが、具体的にはどのように機能しているか、また、保育学校で不足する部分を他の制度がどう補っているのだろうか。

保育学校の運営

公立保育学校の運営は国と地方公共団体が分担し、国は教育制度全体の設定にかかり、教員の人件費を負担し、市町村は施設・設備の建設、維持管理に務め、教員以外の職員の人件費を負担する。教育の実務にかかることは大学区ごとに定められる。

保育学校で子どもの教育と世話をあたるのは、国家公務員であり初等教員免許状を持つ校長・教員と、自治体職員であり乳幼児職業適任証 CAP (Petite enfance) を持つ保育学校専門助手 ATSEM (Agent territorial spécialisé des écoles maternelles) である。教員は小学校教員と同じ養成機関を卒業し、ATSEMは乳幼児保育の専門教育を受けている。正規の時間以外（給食、時間外託児）については、別に地方自治体の職員が担当する。

保育学校の生活

保育学校は週26時間制で、平日6時間、土曜日3時間で、水曜日と日曜日は休みである。1時間多くなる分は、数週間に1回、土曜日を休みとすること

¹⁴ 文献 A-21、祐天寺りえ、pp. 97-104.

¹⁵ 文献 E-2, BUCAS-FRANCAIS Anne 他, p. 31.

で調節している。地域によっては、水曜日を半日とし、土曜日を休みとするところもある。また、長期休暇が2か月に1回ほどある。1日の時間割は、地域によって異なるが、大体8時半から11時半までと、昼休みをはさんで、13時半から16時半までである。2、3歳児は、平日でも半日しか通わない場合もある。昼休みは基本的には一度下校し、家で昼食をとり、再度登校する。保育学校では必ず保護者（またはそれに代わる人）の送迎が義務づけられているので、保護者は2往復することになる。

クラスは年齢別に編成されており、3クラスか2歳児クラスを加えた4クラスに分かれる。

(2歳児クラス)	年少クラス	年中クラス	年長クラス
2歳	2～4歳	4～5歳	5～6歳

1クラスの人数は20から30人で、1人の教員がつき、ATSEMがつくこともある。2歳児クラスには職員の配置を増やすこともあるが、集団保育所の子ども8人につき職員1人のレベルには達しない。

保育学校の保護機能

保育学校は、1881年の成立以来、二つの機能を果たしている。子どもの教育と保護である。これは、保育学校の前身「保護施設」以来、変わりない。

しかし、教育機関としての側面が発達するにつれ、保護機能は変化してきた。保護施設時代は早朝から夜まで、働く親の都合に合わせて開設されていたのが、保育学校教員の労働条件を小学校教員並みに引き上げる過程で、開設時間の短縮や休日増加が生じ、不足する部分は別の措置が取られることとなった。従って、現在の保育学校自体が子どもに教育を施しつつ保護機能を果たすのは、厳密に言えば正規時間、すなわち8時半から16時半までの、昼休みを除いた6時間だけである。その上、夏休み（2か月）を始めとする中長期休暇が年5回2週間位ずつある。いくらバカンスの多いフランスとは言え、フルタイム就労の親では対処できない。

にもかかわらず、保育学校は一定の保護機能を果たしているとみなせる。第

1に、保育学校には正規時間以外に補完制度が備わっている。第2に、保育所より開設時間は短いが、働く親のニーズをある程度満たしている。フルタイムは無理でも、パートタイム勤務や家内労働であれば就労が可能だ。保育学校の始業から終業まで8時間という長さは、かつての日本の保育所開設時間に比肩している。第3に、フランスの保育制度には、親の就労を条件としていないものもある。たとえば一時保育所は、親の都合だけでなく、子どものために、家庭外の遊びや学びの場を提供し、子どもの社会化を促すという意味もある。以上のことから、保育学校が低年齢児の教育施設であるが、同時に保護機能も持つことができる。

保育学校を補完する制度

・給食 Restauration scolaire

基本的に昼食は自宅に戻ってとる。そのため、給食制度は学校の正規時間外であり、利用できるのは働く親もしくは事情のある親の子どもに限られている。給食費は別に徴収される。所得に応じて減免されることが多いが、1食あたりの費用は日本よりも割高である。そのため、給食費を払えない家庭や失業者の子どもが利用できないという問題も発生している¹⁶。給食の献立は日替わりで決まっているが、ストラスブール市のように、ベジタリアンや宗教的制約に配慮した献立を用意する自治体もある。

給食は食堂でとるが、隣り合う小学校と保育学校で食堂を共有したり、人數の多い学校では2回に分け交代制で実施している。小さな自治体の保育学校では給食施設がないこともあり、筆者が1995年に訪れたドール近郊の保育学校では、近くの小学校まで歩いて出かけていた。

・課外託児 Garderie périscolaire

保育学校の時間外託児は、市町村が行う場合と保護者のアソシエーションが行う場合がある。どちらの場合も、学校施設が使われる。託児に当たる職員は、アニマトゥール Animateur と呼ばれる自治体職員が多いが、教員が本務とは別

¹⁶ 文献B-5、中島さおり、p.7.

に就くこともある。利用者は保育料を払わなければならないが、所得により減免されることが多い。課外託児には3種類ある。

	始業前	給食、昼休み	終業後
時間	始業前1時間 7:30～8:30	給食時間と前後の時間 11:30～13:30	終業後2時間 16:30～18:30
内容	遊戯、休憩、朝食	給食、休憩、課外活動	遊戯、休憩、課外活動、おやつ

この分類は一般的な例で、保育学校や地域によって異なる。たとえばパリ市では職住近接者が多く、始業前は実施していない。給食、昼休み時の託児は、ほぼ全ての学校で実施されている。給食の世話をするだけでなく、午前と午後の授業の合い間、学校で過ごす子どもを監督する意味があるからだ。終業後も多くの学校で実施している。課外託児が1921年政令で教師の手を離れた後、どうなっていたかは自治体ごとに違い不明である。ストラスブール市役所トゥパンスさんによれば、ストラスブール市で課外託児が制度として始まったのは、1968年1月からで、女性就労拡大との関わりが感じられる。

・余暇センター Centre de loisirs sans hébergement (CLSH)

余暇センターは、学校休業日の水曜日と、長期休暇中の平日に、親の就労に関係なく子どもを受け入れる施設である。フランスの学校が水曜日休みであるのは、1日の学校の時間が長く子どもが疲れるからという説もあるが、歴史的な宗教問題からきている。ライシテとなった第3共和政期の公立学校は、代わりに木曜日（水曜日）に教会で宗教教育を受ける機会を設けたのである。しかし、現代、教会で過ごす子どもはほとんどなく、休日保育の場が必要となつた。オルガ・ボドロによれば、「住まいから離れて勤務する熟練労働女性の数に増加が見られるようになったのは1968年前後」である。そして、1970年代には「彼女たちは労働の権利と子どもの保育制度の権利を要求した¹⁷。」この時期、誕生したのが余暇センターである。1960年に青少年スポーツ余暇閣外

¹⁷ 文献B-6、オルガ・ボドロ、pp.123-125.

大臣が野外活動センター Centres aérés として法制化した施設を、1970年6月1日、余暇センター Centres de loisirs sans hébergement CLSH として拡大した。

余暇センターの運営は市町村、アソシエーションである。利用料は徴収されるが、市町村によって、所得に応じ減免されることもある。岡芹愛子によれば、2002年度パリ市の場合、1日の利用料は、無償から食事つきで7.01ユーロである¹⁸。

余暇センターは、保育学校内に設けられることが多く、センター内で図画工作、歌、読み聞かせ、集団遊び等するほかに、近所の散歩、近くの美術館や博物館見学、時には、交通機関を使って遠足に行くこともある。給食やおやつも用意される。岩橋恵子によれば、このような文化活動やスポーツ活動をする場としての余暇センターは、文化資本の劣る労働者階級の子ども達に文化や芸術に触れる機会を与えるという民衆教育の意味がある¹⁹。

余暇センターの職員はアニマトゥール Animateur と呼ばれる自治体職員で、余暇指導員職適正免許証 (BAFA)、または応急手当国家免許証 (BNPS) の有資格者である。職員1人当たりの子どもは8名以下で、保育学校よりきめ細かい。

2007年2月、ニース市役所サンタナさんからの説明では、ニース市では3歳から12歳までの子どもを対象に、7時半から18時半まで余暇センターが開設されている。利用料は1.50～11ユーロで給食費を含む。市内77ヶ所の保育学校に対し、余暇センター開設は夏季休暇では17ヶ所、冬季休暇では8ヶ所である。長期休暇中は親とバカンスに出かけたり、祖父母の家で過ごす子どもも多く、希望する子どもに対して数は充足しているとのことである。

以上、働く親の子どもの受け入れ先として保育学校を考えると、かなりの役割を果たしていることがわかる。確かに教育機関としての保育学校だけでは十分ではないが、補完制度や保育ママ、一時保育所を組み合わせれば、保育所同

¹⁸ 前掲書、岡芹愛子、p. 25.

¹⁹ 岩橋恵子「フランスの民衆教育—『いま一つの生涯教育』の考察として」、新海英行・牧野篤編『現代世界の生涯学習』、大学教育出版、2002年、pp. 212-224.

様な就労支援が期待できる。しかし、問題も抱えている。第1に、3歳児以上は誰でも保育学校に就学できるが、2歳児は就学が難しい。2歳児には入学条件があり²⁰、就学定員も近年の高い出生率で減少気味である。働く親に、より適合している保育所の定員はさらに少ないとから、多様な制度があるとは言え、自由に選択できるわけではない。第2に、保育学校は無償だが、補完制度は低額にしろ利用料がかかる。そのため、親族や友人、時には無認可託児を頼ることもある。第3に、近年、不安定で労働条件の悪い職場で働く親、特にシングルマザーが増加し、これらの制度だけでは支援できないケースも多く出ている。たとえば子どもが病気になった時などは深刻である。

保育学校を中心としたシステムが、19世紀のように貧しい家庭向けでなく、今では、むしろ余裕のある高学歴高資格者の家庭に役立つ傾向がみられるのだ。正規の仕事に就く親は、給料も労働条件も安定しており、補完制度の費用も負担できるが、低賃金の不安定雇用に就く親は、その負担に耐えられなかつたり、あるいはそれだけでは補完しきれず、無認可託児に頼らざるを得ないことも想定されるからだ。

3 社会平等化のための低年齢児教育

(1) 悲惨な子どもへの慈善から未来の共和国市民の学校へ

保護施設ができたのは、貧困階級や労働者階級の悲惨な状況に胸を痛めた慈善家の発案である。1826年パリの2ヶ所で始まった保護施設は、1835年には102ヶ所、1846年には1,861ヶ所と数を延ばし、全国に拡大していった。量的拡大と共に変化が現れる。慈善活動として始まった施設の教育的役割強化と、国家の関与及び公的な財政支援である。

1830年代、7月王政期の教育政策は1833年の初等教育法（ギゾー法）に象徴される。ギゾー法は基礎小学校とその上の上級小学校からなる初等教育を民衆向け教育とし、自治体に初等学校、初等師範学校設置を義務付け、貧しい家庭には無償制がとられた。これは知識階級向けの中高等教育とは別で、あくまでも社会秩序の維持と産業革命が必要とする良き労働者育成のためであった。

²⁰ 入学時に2歳8か月以上であること、排泄がひとりできること等。

保護施設はその小学校を補足するものとして位置づけられた。1837年の保護施設組織勅令1条はこう定義する。「保護施設あるいは幼児期の学校は、満6歳までの男女の子どもが、母親らしい監護と子どもの年齢の要求する最初の教育という世話を受ける慈善施設である。」こうして保護施設は教育の場とされながら、慈善施設にとどまる。その教育内容は第1に宗教教育であり、読み書き暗算の初歩、教育的・道徳的唱歌、針仕事、その他の手仕事と、民衆教育に相応しいものであった。

1848年二月革命により第2共和政が生まれる。新政権は共和主義を支える市民育成のため初等教育を必要とした。文部大臣カルノーは、新しい初等教育法案を提出し、保護施設から「保育学校」へ名称を変更した。貧困と施しを連想させる慈善施設でなく、初等教育の第一段階としての役割を重視するものだった。この変更にかかわったのが、当時保護施設教員養成所校長だったマリー・パップ＝カルパンティエ²¹である。

彼女の目指した教育は、子どもに内在する良きものを引き出し育てることにあった。従来のカトリック教育が、原罪を持つ子どもの精神を矯正することから始まるのとは対照的である。彼女は子どもの能力は未熟で弱いから早期教育が必要であり、子どもが持つ「見たい、知りたい」という活動意欲を正しく導く場として学校を考えていた。

その後、カルノーが提出した教育の無償、義務、非宗教をはかる初等教育法案はすぐに廃止となり、保育学校名称も保護施設に戻された。1850年のファルー法は、逆に公教育への教会進出を助長するものとなり、第2帝政に引き継がれる。保護施設の教育は、ファルー法により初等教育の補足的制度とされたものの、その後の法令においては、初等教育制度の基礎として確立され、同時に小学校との関係において、その独自性が生まれてくる。身体的活動の重視と、フレーベル主義の影響による労働準備教育である。

第2帝政時代、保護施設は、さらに数を増やす。第2共和政期のバルテルミー・サン＝ティレール法案は、保育学校設置を人口2,000人以上の集落をなす市町村に義務付け、2,000人に満たなくても設置できることを定めた。しかし、そ

²¹ Marie PAPE-CARPANTIER (1815-1878)

れを支えたのは、ファルー法以来伸びを見せる公立の宗教系保護施設である。薄給の師範学校出教師よりも修道女を使うほうが、さらに経済的で、宗教重視の教育にはうってつけだった。第3共和政初期、修道女の数はフランス革命前の3倍を超えていた²²。19世紀後半、保護施設や保育所で教育や福祉を支えたのは彼女達であった。

第3共和政に入り、フランス公教育原則が確立される。すなわち、義務、無償、非宗教を原則とするフェリー法の初等教育である。新しい教育は、科学技術の発展による文明の進歩を子どもに教え、時代遅れで無知な宗教教育と一線を画し、フランス国民としての愛国心に訴えるものであった。

1881年、保護施設は再び保育学校に名称を変え、1886年、初等学校に統合される。保育学校の目的から母親の就労支援や貧困対策は消え、低年齢児の教育が前面に出される。低年齢児教育は、共和国全ての子ども達に必要であるという認識と、保護施設時代の宗教支配を払拭するためであった。しかし、保育学校での公教育3原則は、小学校と全く同じではなかった。1881年6月16日公立初等教育無償法により保護施設経費は市町村が負担することになったが、実際に負担できる市町村は少なかった。そのため、1886年の初等教育組織法では「人口2,000人以上で少なくとも1,200人以上が集落をなす市町村の公立保育学校」か、「男女の子どもを収容し、助教に託される公立幼稚級」だけに市町村の経費負担義務がかかり、国との契約設置義務を負うこととなった。結局、都市や母親の就労が多い工業地域だけが、保育学校を設置して国の援助を受けることになった。1886年から数年間、公立保育学校は減少し、1886年度には25%の学校が幼稚級に改組されたと言われる²³。小学校併設の幼稚級は、保育学校より自治体負担が軽減されたからである。

このような状況で、教育内容の刷新がはかられる。その中心はポリーヌ・ケルゴマール²⁴であった。ケルゴマールは保育学校総視学官を務め、精力的に改革に取り組んだ。彼女の主張は、保育学校は保護施設でも小学校でもない独自

²² 文献C-8, MAYEUR Jean-Marie, p. 103.

²³ 文献A-18、藤井穂高、pp. 283-286から再引。

²⁴ Pauline KERGOMARD (1838-1925)

の学校であるべきというものだ。つまり、託児所でも小学校の下請けでもない低年齢児に相応しい教育をするための独自の学校であり、貧しい子どもだけでなく共和国の全ての子どもを対象にすることだった。

（2）母親の代わりから共に働く父母の支援へ

「保育に欠ける」子どもという日本の保育所の規定は、母親が働かなくてはならない可哀そうな家の子どもというニュアンスが感じられる。子どもが小さなうちは家庭にとどまるのが普通とされているのだ。フランスでは、1970年代以降、中流階級以上の学歴や資格を持った女性達が働く割合が高まり、結婚や出産後も仕事を続けることが一般化した。

今日フランスでは、週35時間労働制がしきれ、各種の手当や休暇も新設されている。反面、教育への期待が高まり親の不安は増し、子育てを支えた地域や親族のネットワークも弱まっている。パートナーである男性が外で稼ぐだけの存在であれば、女性は孤立し、仕事と育児負担で押しつぶされる。子どもにとっても不幸である。事態改善のため、家族政策も変わり始めた。丸山茂は、1998年以降の家族国民会議²⁵の課題に「社会的正義を実現するためのいくつかの施策を明らかにする」ことがおかれ、「とりわけ男女平等を目指して男女共生社会（mixité）を実現するための具体的政策」が中心課題となつたとしている。そこでは政治参加における平等と共に、「家族をめぐる重要な政策課題は、家庭生活と職業生活の調和という問題に向けられ」、「端的に言って、子育てと職業との両立の問題にほかならない」とする²⁶。具体的な課題としては、たとえば、2001年の家族国民会議では、乳幼児のための基金を継続することと、乳幼児受け入れ施設の拡大を複数年にわたって計画することが示された。

オルガ・ボドロは、近年の傾向として、「共同空間のなかで幼い子どもに提供すべき場所というのは、市民全体に関係するテーマ」であつて、「もはや厳密に私的なことがらでも、家庭だけに属する領分でもない。集団的な連帯に關

²⁵ 1994年、フランスで、家族に関する法律によって定められた家族政策形成のために政府が毎年開催する会議。

²⁶ 文献A-20、丸山茂、p.118.

すること」だとする。同時に「子どもが時間的にも場所の上でも家庭の外で保育されうるということは、家庭の代理ということとは別の論理において、子どもがそこから、それ自体の利点を引き出せると考えられる。」としている²⁷。すなわち、親の不在のカバーでなく、子どもがそこで利益を受けられる機関であることが重要なのだ。

仕事と育児の両立は女性だけの問題ではない。男性が育児当事者として相応の責任を負うためにも不可欠だ。今日のフランス社会では、非婚カップルや、離婚が増え、男性の子育ても決して珍しいことではない。カップル状態であっても、それぞれのライフプランによって、外で稼ぐことと家事育児を性別分担ではなく、時系列的に交互に分担することもある。カップル間で濃淡はあるが、両者が共にふたつの役割を担うことが新しい規範となっている。だからこそ、子育て支援が男性にも重要なのだ。限定的な父親休暇や金銭による貢献だけでなく、日常生活における実践支援をする制度が必要である。イヴォンヌ・クニビレールは『誰が子どもの面倒を見るのか？』*Qui gardera les enfants?*で、母親が手当てを貰って家で子どもの世話をする場合、困難を訴えても、「そのために手当てを貰っているんだろ！」という返事を聞く事態を指摘した²⁸。父親が休暇を取っても同じである。女性であれ男性であれ、孤立した育児には限界がある。その意味からも保育学校は一定の役割を果たせるのではないか。子どもにとっては望ましい教育が保障され社会参加への基礎を築く。保護者にとっては無償でアクセスしやすい。経済的負担が余分にかかりず、賃労働を増やす必要がない。また、課外託児をしなくとも、両親がフレックスタイムで時間をずらすことができれば、保育学校と、フルタイム勤務は両立できる可能性がある。現状では母親のみがパートタイム勤務することで対応しているケースが多いが、保育学校と父親のパートタイム勤務の組み合わせも大いに考えられる。日本ではパートタイムと正規雇用では給与、社会保障等で大きな差があるが、フランスでは全くの均等待遇とは言えないまでも、労働時間に対応した按分がされており、それぞれのライフスタイルに合わせた働き方が選択可能である。

²⁷ 前掲書、オルガ・ボドロ、p. 130.

²⁸ 文献 C-4, KNIBIEHLER Yvonne, p. 288.

(3) 社会的排除から社会参加へ

全ての子どもが通うようになった保育学校で、今日求められるのは、社会的排除に対抗し社会参加を促す教育である。

社会的排除とは単なる経済格差でも人種差別でもない。第二次世界大戦後の経済成長期にフランスにやってきた移民を出自とする若者達が、陸の孤島のような郊外の低家賃住宅に暮らし、仕事に就けず、学業からもドロップアウトし、やり場のない怒りや不満を抱えて生きている状態である。彼らは社会から排除された存在としてスティグマ化し、社会参入から遠ざけられている。2005年秋の大規模な「暴動」では、役所や郵便局などと共に保育学校にも火が放たれた。中学校や高等学校への憎しみは理解できるが、保育学校までもと驚きを感じた。それだけ国家的なものに対する反発が強いといわれている。

この若者達に低年齢児教育が何らかの働きをすることは不可能だろうが、浪岡新太郎が紹介するムスリム青年のNPO活動は参考になる。「若者が暴力など使わずに言語で自分の意見を表明することを学ばせるためのスポーツ活動、学習補助、遠足などの〈市民教育〉²⁹」の実施である。これは保育学校でしていることではないだろうか。低年齢児期に習ったことをいつまでも忘れないという保証はないが、もし保育学校で読み書きよりもこのような教育を重視し、他者との共存を学んでいれば、暴力に頼らず自己主張し、相手の話に耳を傾けることができるだろう。また教科の勉強は小学校から始まるが、その準備体勢をつくるのは保育学校である。親の経済力や文化資本にハンデを持つ子どもだからこそ、2歳からの保育学校への優先入学がZEP（教育優先地区）で推奨されているのだ。

飛幡祐規は、そのような「社会の中で生きられる子」を育成する保育学校教育を好意的に紹介している。パリ郊外の保育学校校長は語る。

わたしの学校は貧しい家庭の子どもたちの割合が高いため、教育優先地区に指定されています。うまく話せない、言葉を使えない子どもたちが多い

²⁹ 浪岡新太郎「フランス・ムスリム市民による熟議デモクラシー——『郊外』における協同の試みから『ディヴェルシテ（Divercité）へ』」小川有美編『ポスト代表制の比較政治—熟議と参加のデモクラシー』、早稲田大学出版部、2007年、p.160.

ので、学校全体のプロジェクトとして言葉に重点をおいています。家で話し合う習慣がないと、自分が感じたことを言葉でどう表現したらいいのか、子どもにはわからないのです。 中略

言葉で感情や意見が言えれば、暴力を使う必要もなくなります。市民教育と言語は密接な関係にあるのです³⁰。

また、カルヴァドス県カン市は、保育学校年長組と小学生を対象とした文化スポーツ活動 Accompagnement du temps de l'enfant を、昼休みや放課後に実施している。フランスでは学習塾はないものの、お稽古事やスポーツが結構盛んである。そのため、経済的負担をかけずに同様な活動ができるよう、市が補助しているのだ。カン市役所エモネさんによれば、1994 年度に 3,210 名（内保育学校 668 名）だった参加者は、2006 年度には 4,054 名（内保育学校 1,098 名）に増えている。これらの活動は「大海の一滴」にしか過ぎないが、それでもやつていく意義が大きいと語ってくれた。さらに試行段階ではあるが、保護者が朝、子どもと一緒に授業へ参加し、学校でどんなことを学ぶのかを知ってもらうことで、学校と家庭のコミュニケーションを促進するプログラムについても語ってくれた。これなどはまさに保育学校を通じて親も社会参加している例と言えよう。

終わりに

フランスの低年齢児教育は、保育学校が 3 歳児からの教育と保護を一手に引き受けていることに特徴がある。保育所が 3 歳児未満受け入れで 1 割前後しか占めていないことに比べると、その役割の大きさは歴然である。

昔から多くの女性が、子どもの世話を頭を悩ませながら、農村や都市で働いてきた。子育ては女の仕事といわれ、生産活動と家事育児をこなしてきたのである。産業革命後の工業化社会では性別役割分担が固定化し、専業主婦や家庭で過ごす母親が主流になったといわれているが、働き続ける女性も存在していた。生活苦のための惨めな労働のイメージとは裏腹に、ある種の自由とたくましさを持っていた。その子ども達を受け入れたのが保育学校と保育所であつ

³⁰ 文献 A-10、飛幡祐規、pp. 82-84.

た。同時に、中高等教育の普及に伴い、学歴を取得した女性達を就職先として迎えたのも、保育学校や小学校である。修道女に代わって、師範学校出の女教師が教壇に立った。保護施設総視学官の職は、女性にとって初めての高級官僚への道となった。1970年代からの目覚しい女性就労を支えたのも、保育学校や他の受け入れ制度である。働く母親にとって、無償で子どもを受け入れる保育学校の存在意義は大きかった。

今では、男性の育児責任が問われ、実際に子どもの世話をするめんどりパパたちが活躍している。親の自主管理保育所で保育にたずさわる父親、企業託児所に子どもを預け出勤する父親、男性たちも受け入れ制度とかかわりを持ち始めている。低年齢児教育が将来「母親学校」から変わる日が来るかもしれない。

ところが、ケルゴマールが「教えるな」「学校嫌いを作るな」と繰り返した保育学校の教育は、今や変わろうとしている。グローバル化が進み、早期教育が求められ小学校化が進んでいる。「保育学校は魂を失ったのか？」との批判記事も書かれた³¹。また、社会保障が充実しているフランスでも、財政事情から社会サービスの見直しがはかられ、保育学校もその影響を免れない。保育学校の年長クラスは小学校と統合し義務教育化され、年少、年中クラスは切り離され自由化されるのではないかという危惧もささやかれている。保育学校教師は今まで、「保育学校は、ただの託児所ではない。」と訴えてきたが、小学校化に対しては「保育学校の独自性」を守ろうとしている。保育学校は託児所でも学校でもない、両方の働きを忘れてはならないし、なにより低年齢児が子ども時代を満喫できる場であるべきなのだ。

謝辞 この論文を書く上で、フランスにおいて、カン市を始めいくつかの自治体の担当者から貴重な時間を割いて御教示いただいた。また、静岡大学 船橋恵子先生、九州看護福祉大学赤星まゆみ先生から資料情報や貴重な助言をいただいたことに、深く感謝いたします。

³¹ 文献 D-2, GALBAUD Diane, pp. 28-29.

参考文献

A 日本語文献（書籍）

- 1 赤司道和『19世紀パリ社会史—労働・家族・文化』、北海道大学大学院文学研究科、2004年。
- 2 天野知恵子『子どもと学校の世纪—18世纪フランスの社会文化史』、岩波書店、2007年。
- 3 岡田正章・川野辺敏監修、手塚武彦編『世界の幼児教育9—フランス』、日本らいぶらり、1983年。
- 4 小川有美編『ポスト代表制の比較政治—熟議と参加のデモクラシー』、早稲田大学出版部、2007年。
- 5 イヴォンヌ・クニビレール、カトリーヌ・フーケ、中嶋公子・宮本由美他訳『母親の社会史—中世から現代まで』、筑摩書房、1994年。
- 6 小林順子編『21世紀を展望するフランス教育改革』、東信堂、1997年。
- 7 阪上 孝『近代的統治の誕生—人口・世論・家族』、岩波書店、1999年。
- 8 汐見稔幸編『世界に学ぼう！子育て支援—デンマーク、スウェーデン、フランス、ニュージーランド、カナダ、アメリカに見る子育て環境』、フレーベル館、2006年。
- 9 新海英行・牧野篤編『現代世界の生涯学習』、大学教育出版、2002年。
- 10 飛幡祐規『それでも住みたいフランス』、新潮社、2007年。
- 11 田中敏明編『幼児保育—基礎理論と保育実践』、ミネルヴァ書房、1984年。
- 12 谷川 稔・渡辺和行編『近代フランスの歴史—国民国家形成の彼方に』、ミネルヴァ書房、2006年。
- 13 辻村みよ子監修、嵩さやか・田中重人編『ジェンダー法・政策研究叢書第9巻雇用・社会保障とジェンダー』、東北大学出版会、2007年。
- 14 ジョルジュ・デュビイ、ミシェル・ペロー監修、杉村和子・志賀亮一監訳『女の歴史』十八世紀・十九世紀・二十世紀、藤原書店、1996年。
- 15 内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所『フランス・ドイツの家族生活—子育てと仕事の両立』、独立行政法人国立印刷局、2006年。
- 16 日本保育学会編『諸外国における保育の現状と課題』、世界文化社、1997年。
- 17 原田種雄他編『現代フランスの教育—現状と改革動向』、早稲田大学出版部、1988年。
- 18 藤井穂高『フランス保育制度史研究—初等教育としての保育の論理構造』、東信堂、1997年。
- 19 船橋恵子・堤マサエ『母性の社会学』、サイエンス社、1995年。
- 20 丸山 茂『家族のメタファー—ジェンダー・少子化・社会』、早稲田大学出版部、2005年。

21 祐天寺りえ『フランスだったら産めると思った』、原書房、2002年。

B 日本語文献（論文等）

- 1 赤星まゆみ「『保育学校論争』による質的な改善」、『現代保育』第40号、1992年、pp.24-28.
- 2 赤星まゆみ「フランスにおける初等教育の改革動向—就学前教育と小学校教育の再編」、『女性空間』第17号、日仏女性資料センター、2000年、pp.34-45.
- 3 岡芹愛子「フランス初等教育段階における課外活動制度（第1報）パリ大学区内公立母親学校の預かり保育と休日保育」、『生活社会科学研究』第10号、お茶の水女子大学生活社会科学研究会、2003年、pp.15-30.
- 4 金山富美「マリ・パップ＝カルパンティエとその思想」、『女性空間』第23号、日仏女性資料センター、2006年、pp.63-74.
- 5 中島さおり「フランスでも給食費未納問題」、『ふらんす』2007年6月号、p.7.
- 6 オルガ・ボドロ、星三和子訳「乳幼児の託児から保育へ：フランスの女性勤労の一般化」、『女性空間』第17号、日仏女性資料センター、2000年、pp.123-125.
- 7 松田祐子「パリにおける『住み込み乳母』(1865-1914)」、『国立女性教育会館研究紀要』第8号、国立女性教育会館、2004年、pp.51-60.

C フランス語文献（書籍）

- 1 COHEN Suzy, *L'enfance au Cœur: Marie et Pauline deux pionnières de l'école maternelle*, L'Harmattan, 2006.
- 2 CONTREPOIS Alain, *Les jeunes enfants et la crèche: Une histoire: À travers l'histoire de la crèche laïque du Quartier Saint-Fargeau (Paris 20ème)*, Éditions des archives contemporaines, 2006.
- 3 FRAPIÉ Léon, *La Maternelle*, Albin michel, 1962.
- 4 KNIBIEHLER Yvonne, *Qui gardera les enfants?: Mémoires d'une féministe iconoclaste*, calmann-lévy, 2007.
- 5 LUC Jean-Noël, *La petite enfance à l'école, XIXe-XXe siècles: textes officiels relatifs aux salles d'asile, aux écoles maternelles, aux classes et sections enfantines (1829-1981) présentés et annotés par Jean-Noël LUC*, Economica-Institut national de recherche pédagogique, 1982.
- 6 LUC Jean-Noël, *L'invention du jeune enfant au XIXe siècle: De la salle d'asile à l'école maternelle*, Belin, 1997.
- 7 MAYEUR Françoise, *Histoire générale de l'enseignement et de l'éducation en France Tome*

- III: *De la Révolution à L'école république (1789-1930)*, Perrin, 2004.
- 8 MAYEYR Jean-Marie, *Les débuts de la troisième république 1871-1898*, Point Seuil, 1973.
- 9 Ministère de l'éducation nationale, *L'école maternelle son rôle, ses missions*, Centre National de Documentation Pédagogique et ministère de l'Éducation nationale, 1986.
- 10 NOVREZ Alain, *De la Naissance à l'école: Santé, modes de garde et préscolarité dans la France contemporaine préface d'Alain GIRARD*, Presses Universitaires de France - Institut National d'Études Démographiques, 1990.
- 11 Organisation de Coopération et de Développement Économique, *Petite enfance, grands défis II: education et structures d'accueil*, OCDE, 2007.
- 12 PLAISANCE Eric, *L'école maternelle aujourd'hui*, Fernand Nathan, 1977.
- 13 PROST Antoine, *Histoire générale de l'enseignement et de l'éducation en France Tome IV: L'école et la famille dans une société en mutation (depuis 1930)*, Perrin, 2004.

D フランス語文献（冊子、雑誌）

- 1 Direction des Services Sociaux, Mission Protection Maternelle et Infantile, *Etablissements de garde d'enfants de moins de 6 ans durant la journée sans hébergement Guide technique 2002*, Conseil Général Calvados.
- 2 GALBAUD Diane, «L'école maternelle a-t-elle perdu son âme?», *Le Monde de L'ÉDUCATION*, No348, juin 2006, pp.28-29.

E インターネット

- 1 綱野武博他「厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）平成11年度研究報告書 諸外国における保育制度の現状及び課題に関する研究」
1999年. <http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do>
該当部分は www.niph.go.jp/wadai/mhlw/1999/h1137010
- 2 BUCAS-FRANCAIS Anne, PENIT-SORIA Jacqueline et SAVEY Nicole, *Petit enfance et émancipation des femmes: pour la refondation du service public.*, Collectif du 29 mai national, 2006.
<http://www.collectifdu29mai.org/Petite-enfance-et-emancipation-des.html?val>
- 3 Organisation de Coopération et de Développement Économique, *Education et accueil des jeunes enfants: Rapport préalable à la visite des experts en France*, OCDE, 2003.
2007年6月OCDEのサイトより検索したが、現在は検索不能